令和４年４月７日

郡市区等医師会　　御中

大阪府医師会
（公印省略）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法に基づき、平成 20 年度より産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が義務化されています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出期限は令和４年６月 30 日まで（報告対象期間：令和３年４月１日～令和４年３月 31 日）とされていますのでご留意ください。問合せ先・報告書提出先は別添のとおりです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添資料につきましては、本会ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

（参　考）

〇産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出（大阪府ホームページ）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/plan-delivery.html

※ホーム ＞ 環境・リサイクル ＞ 廃棄物・リサイクル ＞ 産業廃棄物を排出する事業者（建設業者以外）の皆様へ ＞ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

〇文書ライブラリ（大阪府医師会ホームページ）

https://www.osaka.med.or.jp/documents/index

※ホーム ＞ 医師・医療関係者のみなさまへ ＞ 文書ライブラリ（ID 検索=27）

【担当事務局】
大阪府医師会地域医療１課
TEL: 06-6763-7012　FAX: 06-6766-2875